

船舶等の対応措置（台風襲来・暴風時）

【細島港、北浦港、延岡港、土々呂港】

勧告区分	船舶等の対応措置
警戒勧告	<ol style="list-style-type: none">1 500トン以上の停泊船舶及び入港する船舶は、爆弾低気圧等の動向に留意し乗組員の待機、機関の準備等の避難準備を整えること。2 1以外の船舶は、港外若しくは港内の安全な海域又は施設へ避難若しくは陸揚げする等、避難のための準備を行うこと。3 海上における工事作業等は、作業の中止、資機材の流出、飛散防止措置等、避難のための準備を行うこと。4 錨泊船は、錨泊時の限界風速等の自船の特性を十分把握し、適切な錨地及び錨泊方法を選択した上で、走錨に備え、主機関、スラスタ等直ちに使用できる状態にしておくこと。
避難勧告	<ol style="list-style-type: none">1 500トン以上の在泊船舶は、すみやかに港外へ避難すること。2 1以外の船舶は、港外若しくは港内の安全な海域又は施設へ避難若しくは陸揚げする等、直ちに避難し、十分な安全対策を完了すること。3 海上における工事作業等は、資機材の流出、飛散防止措置等を完了し、避難すること。4 錨泊船は、錨泊時の限界風速等の自船の特性を十分把握し、適切な錨地及び錨泊方法を選択した上で、走錨に備え、主機関、スラスタ等直ちに使用できる状態にしておくこと。
解除	各船舶は、避難準備を復旧しあるいは入港する。